

## 役員等報酬規程

### (目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人丘の上福祉会の役員および評議員選任・解任委員の報酬等について定めるものである。

### (定義)

第2条 本規定でいう役員とは、評議員、理事、監事および評議員専任・解任委員をいう。

### (報酬等の支給)

第3条 役員には、別表により報酬を支払うことができる。

- 2 同日に会議等にあわせて法人の業務を行った場合であっても日額分とする。
- 3 交通費の実費が、報酬の額を超える場合にはその実費分とする。

### (出張旅費)

第4条 役員が、法人業務のため出張する場合は、実費弁償費を支給することができる。

2 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算費を支払い、出張終了後清算することができる。

### (適用除外)

第5条 施設の職員を兼務する役員は、この規定を適用しない。

〈別表〉

(1) 理事名 称 理事会等会議出席報酬 (日額) 理事業務報酬 (日額)	報酬額 5, 1 5 7 円 5, 1 5 7 円
(2) 評議員名 称 評議員会等会議出席報酬 (日額) 評議員業務報酬 (日額)	報酬額 5, 1 5 7 円 5, 1 5 7 円
(3) 監事名 称 理事会等会議出席報酬 (日額) 監事監査等監事業務報酬 (日額)	報酬額 5, 1 5 7 円 2 0, 6 3 1 円
(4) 評議員選任・解任委員会名 称 評議員選任・解任委員会等会議出席 報酬 (日額)	報酬額 5, 1 5 7 円

この規定は令和元年6月28日から施行する。

役員等名簿（令和4年1月1日現在）

社会福祉法人丘の上福社会

区分	氏名
理事	西村 恵美子
	原田 香里
	西本 紫織
	山根 寛之
	山根 祐幸
	加地 清高
監事	藤田 正則
	伊藤 伸光
評議員	古川 耕三
	高尾 昌二
	三浦 精子
	山根 和則
	福永 信太郎
	鳥井原 治
	天方 祥隆